

# 六甲アイランドマスコットキャラクター「リックくん」の 画像使用に関する要綱

## (趣 旨)

第1条 この要綱は、六甲アイランドマスコットキャラクター「リックくん」の画像（以下、「リックくん」とする。）に係る著作権法第63条に基づく使用許諾に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (権 利)

第2条 「リックくん」に関する著作権その他一切の権利は、神戸市（以下、「市」とする）に属する。

## (使用画像)

第3条 この要綱において、「リックくん」とは様式第1号の「リックくん」基本デザイン及びその展開デザインとして市が定めるものとする。

## (使用について)

第4条 「リックくん」の使用希望者は、予め「リックくん画像使用申請書」（以下、「申請書」とする）に必要な書類を添付して市に提出し、許諾を得なければならない。

2 市は申請内容について審査し、適当と認める場合は、画像使用許諾書を申請者に交付するものとする。

3 私的、著作権法第30条～第47条に記載する事由、国・地方公共団体またはこれに準ずる団体による使用については、第1項の申請書の提出を不要とする。

## (使用目的)

第5条 「リックくん」は、次の各号のいずれかに該当する場合のみ使用することができるものとする。

(1) 公益的活動の推進を目的として使用するとき。

(2) 六甲アイランドへの愛着や親しみを高めるとともに、六甲アイランドのイメージを内外に発信するために使用するとき。

## (使用許諾基準)

第6条 申し込みの内容が前条に定める使用目的に合致し、かつ次の各号のいずれかに該当する場合にのみ、「リックくん」の使用を許諾する。

(1) 市等が行う啓発活動、市主催（共催）事業で使用するとき。

(2) 国または地方公共団体が使用するとき。

(3) 住民組織が地域への奉仕活動もしくは地域活性化につながる活動において使用するとき。

2 前項の規程にかかわらず、公益上の観点から市が適当と認める場合は、「リックくん」の使用を許諾する。

(遵守事項)

第7条 使用者は、「リックくん」の使用に際して、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 「リックくん」について、次に掲げる使用その他許諾を受けた内容と異なる使用、またはその許諾条件に反する使用をしないこと。

ア 六甲アイランドの品位を傷つけ、または六甲アイランド住民の理解の妨げになるおそれがあると認められる使用。

イ 特定の個人または団体を援助、助長、促進、圧迫、干渉等していると誤解させるおそれがあると認められる使用。

ウ 法令または公序良俗に反するおそれがあると認められる使用。

エ 営利もしくは販売を目的とした使用（市が特に認める場合の使用を除く）

(2) 「リックくん」の使用に際し、市または第三者に損害を与えないこと。

(3) 「リックくん」の改変をしないこと。

(4) 「リックくん」を表示する同一面上に「©2017 神戸市」または「©2017 kobe city」および許諾番号を表示すること。

(5) 「リックくん」を使用する権利の全部または一部を第三者に譲渡し、転貸し、または担保の用に供しないこと。

(6) 「リックくん」の類似画像の作成、第三者による「リックくん」に係る著作権侵害の助長その他市の権利を侵害する行為をしないこと。

(7) 許諾を受けた「リックくん」を利用した物件を直ちに提出すること。ただし、物件の提出が困難と市が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。

(8) 市における暴力団の排除の推進に関する条例を遵守すること。

(使用期間)

第8条 使用者が「リックくん」を使用できる期間は1年以内とする。ただし、特別の理由があると市が認めるときは、この限りではない。

(使用料等)

第9条 使用に係る費用は、無料とする。ただし、公益上の観点から必要があると認めるときは、市が定める額の使用料または契約保証金を納付させることができる。

(事故発生時の義務報告等)

第10条 使用者は、「リックくん」の使用において事故が発生し、または事故の発生が予想されるときは、直ちに市に報告し、その指示を受けなければならない。

(調査等)

第11条 市は、「リックくん」の使用に関し必要があると認めるときは、使用者に対し報告を求め、調査を行い、または適切な措置を求めることができる。

2 使用者は、前項の規程により市から報告を求められ、もしくは適切な措置を求められたときは、速やかにこれに応じ、または調査を受けたときはこれに協力しなければならない。

(許諾の取り消し等)

第12条 市は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の許諾を取り消し、許諾内容を変更または「リックくん」の使用の制限もしくは使用を停止することができる。

- (1) この要綱またはこの要綱に基づく指示に違反したとき
- (2) 偽りその他不正な手段により許諾を受けたとき
- (3) 公益上やむを得ない必要が生じたとき、その他「リックくん」の管理運営上やむを得ない必要が生じたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市がその使用の継続を不相当であると認めるとき。

2 前項の規程に基づく許諾の取り消し、許諾内容の変更または「リックくん」の使用の制限もしくは使用の停止により使用者に生じた損害については、市は一切の責任を負わない。

(使用終了後等の措置)

第13条 第8条の規程による使用期間が終了した者、もしくは前条第1項の規定に基づく許諾の取り消しを受けた者は、速やかに「リックくん」の使用を中止し、ならびに「リックくん」の複製物の廃棄および回収に関する市の指示に従わなければならない。

(損害賠償請求)

第14条 使用者は、「リックくん」の使用に関し、使用者の責めに帰すべき事由により、市または第三者に損害を与えた場合は、使用者の責任において速やかにその損害を賠償しなければならない。

(個人情報の取り扱いについて)

第15条 市は、申請書に記載された個人情報に関して、個人情報の保護に関する法律および関連法令等を遵守して取り扱う。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、「リックくん」の使用について必要な事項は、市が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。